

1 部活動の教育的意義と位置付け

● 教育的意義と位置付けの明確化

部活動は、学校が教育活動の一環として計画・実施するものであり、思いやりの心や自主性・社会性を育み、豊かな人間関係や生涯学習の基礎づくり、生徒の個性・能力の伸長や体力の向上、健康増進等にとって極めて重要な教育的価値がある。

部活動をめぐっては、これまでその位置付けが曖昧であることが指摘されてきた。平成16年設置の「部活動基本問題検討委員会」において、その原因は、部活動の歴史的経緯、活動の任意性、教員のボランティア意識、クラブ活動との混同、関係諸規定の未整備等にあると分析した。

このため、東京都教育委員会は、「東京都立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、平成19年4月から、学校における部活動の位置付けを規則上明確にした。

東京都立学校の管理運営に関する規則

(部活動)

- 第12条の12 学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。
- 2 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。
- 3 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。
- 4 学校は、部活動が当該学校の施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。

● 部活動指導の職務関連性

東京都教育委員会においては、既に、部活動指導を本務として校務分掌に位置付けていること、人事考課の業績評価の評価項目に位置付けていること、週休日等の部活動指導は振替休日や特殊勤務手当で対応していることなど職務との関連性を明確にしている。

一方、部活動を学校管理運営規則に位置付けていない区市町村教育委員会があることや、「部活動の指導は、教員の本務ではない。」「部活動指導はボランティアで行っている。」と誤解している人がいる状況を改善していくことが課題である。

● 中央教育審議会

平成20年1月17日、中央教育審議会は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」において、学校教育活動を「教育課程内の学校教育活動」と「教育課程外の学校教育活動」に大別し、部活動は「教育課程外の学校教育活動」の一つであると整理している。

● 学習指導要領

文部科学省は、中学校・高等学校学習指導要領において、「教育課程外の学校教育活動」である部活動について、以下のように言及している。

「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」

総則「教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」から

- 「艺术」的语源「sport」【出处】「竞赛」、「比赛」、「运动」、【释义】「艺术」【例句】「sport」一词，源于德语的「deportare」（出自拉丁语的「deportare」，意为“派遣”），最初指军事训练或体能锻炼。后来逐渐泛指各种竞技活动，如球类、游泳、田径等。现在，“sport”一词通常用来指代任何一种需要体力和技巧的娱乐活动，包括体育运动、户外活动、休闲娱乐等。
- 世界共通的文化艺术的「艺术」【出处】「art」【释义】「艺术」【例句】「art」一词，源于古希腊语的「artēs」，意为“手工业”，最初指手工制作的技术。后来逐渐泛指一切需要技巧和创造力的活动，包括绘画、雕塑、音乐、文学、舞蹈、戏剧等。
- 生活的意象与语言的艺术的语境【出处】「art」【释义】「艺术」【例句】「art」一词，通常指视觉艺术，如绘画、雕塑、摄影、设计等，强调的是形式美和表现力。而「language」一词，则强调的是表达思想和情感的能力，强调的是沟通和交流。
- 人类文明的载体与传播的途径【出处】「art」【释义】「艺术」【例句】「art」一词，通常指视觉艺术，如绘画、雕塑、摄影、设计等，强调的是形式美和表现力。而「language」一词，则强调的是表达思想和情感的能力，强调的是沟通和交流。
- 人类文明的载体与传播的途径【出处】「language」【释义】「语言」【例句】「language」一词，通常指人类使用的口头语言，如汉语、英语、法语等，强调的是语音、语调和语法等具体形式。而「language」一词，也可以泛指任何形式的表达系统，如计算机语言、音乐语言等。

3 求められるスポーツ指導者像 -Good Coachを求めて-

● スポーツ指導者の役割

スポーツ文化を豊かに享受する能力とは、プレイヤーが自らスポーツすることに意義と価値を持ち、スポーツの競技規則、スポーツマンシップとフェアプレイに代表されるマナー、エチケットなどのスポーツ規範に基づき主体的・継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことである。

これらの能力を育成するため、スポーツ指導者は、自らがスポーツ文化を理解し、プレイヤーとお互いに尊敬し合い、プレイヤーの立場に立ち、サポートしていかなければならない。

● 求められるスポーツ指導者像

スポーツ指導者には、スポーツに関わる人々の様々な欲求に対し適切にサポートしていくことが求められる。学校の部活動顧問教諭が、そのスポーツの専門的な知識・技能や高いコーチング能力を有するとは限らない。しかし、教育活動の一環として設置した部活動の顧問になった以上、児童・生徒のニーズが何かということを十分に理解した上で、その役割を果たすことが大切である。

〈顧問に期待される役割〉

スポーツとの出会いをコーディネート
生徒同士の仲間づくり
スポーツを継続できるようサポート
マナー・エチケットなどの道徳的規範の育成
意欲、自立心や協調性・社会性の育成
信頼関係の醸成

〈身に付けておきたい資質・能力〉

スポーツの楽しさを体現するモデル
対象による適切な目標水準の設定
専門的な知識・技能
的確な練習内容・方法
高いコーチング能力
人間的魅力

● 優れた指導者（Good Coach）像—Good WinnerとGood Loserを育てる—

「リーダー論」LEADERとは

ポール・ピコーズ（米国：心理学者・行動科学者）

Listen : 選手の声を聞くということ。

Explain : 選手に説明するということ。

Assist : 選手を支えるということ。

Discuss : 選手と話し合うということ。

Evaluate : 選手を正当に評価するということ。

Respond : 指導者として責任をとるということ。

「十の自戒」

- 一 部活動は教育活動であることを心に刻むべし
- 二 生徒は小さいながらも大きな人格をもつてゐるものと心得るべし
- 三 矢張れられた指導者には自ずと跋が成るものと省みるべし
- 四 人は、愛情と率先垂範により手塩にかけて育てるべし
- 五 大声と怒鳴り声は違うもの、人を責める前に自らを責めるべし
- 六 立派な指導者に学び、生徒を伸ばす優れた指導法を追究すべし
- 七 人は信頼する人からしか学ばないものと理解すべし
- 八 自分の過去の実績や経験に頼らず未来を見るべし
- 九 師弟の親密な関係性に落とし穴あり、一線を画すべし
- 十 罰を与えることは指導者として敗者であると自覚すべし

（体育根拠に向けた教員研修用パンフレットから）

<p>◆ 訓練問題(2)(1)(2)</p> <p>◇ 健康的・精神的体力(2)(1)(2)(3)(4)</p> <p>◆ 身體的・精神的暴力(2)(1)(2)(3)(4)</p> <p>◆ 腹道、喉頭等)を行なうと休職に至る。</p> <p>又半一年に行なう際又休損算定の際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行なうと休職に至る。</p> <p>◆ 身體的・精神的暴力(2)(1)(2)(3)(4)</p> <p>容易口性的の言動、表現を行なうと休職に至る。隠れ口的言動、表現行為(2)も、個人的・社会的・組織的言動をも含む。</p> <p>◆ 身体的及精神的体力(2)(1)(2)(3)(4)</p> <p>また要件は方針遵守の実現に必要な言動をも含む。</p> <p>◆ 身體的・精神的体力(2)(1)(2)(3)(4)</p> <p>◇ 健康能力を育むための工夫(2)(1)(2)(3)(4)</p> <p>◇ 精神的・精神的体力(2)(1)(2)(3)(4)</p> <p>◆ 健康的・精神的体力(2)(1)(2)(3)(4)</p> <p>◆ 健康的・精神的体力(2)(1)(2)(3)(4)</p>
--

● 公益財団法人日本体育協会及び認定団体による監理の能力(2)(1)(2)(3)(4)

公益財団法人全国中学校体育連盟及び公益財团法人全国高等學校体育連盟が加盟する日本体育協会は、平成23年4月、加盟店全体に対する監理に関する方針を改定し、加盟店全体による監理の実効化を目的としたものである。

中学校・高等學校の部活動運営に対する指導と操作を看板、十分にその内容を理解し、実践化を図ることで、各校の運営がより充実する。

● 部活動監修員教育の外部指導員の二つに分類される。

平成24年度の体罰の実態把握調査によると、運動教諭等外部指導員による体罰行為は、平成24年度の体罰の実態調査を行った者(11,115名)に対するもの(該会員等)を徹底した対応を怠る、その結果、該会員等の本務である指導員の本務である。

「部活動の指導員、教員は、『部活動の指導員、教員の本務ではない』。『部活動指導員の領域は指導員の本務ではない』。」と解釈する者が多い。部活動の指導員、部活動指導員の領域は指導員の本務ではない。これは受け取らざる事実である。

我が国では一般的に、法律や規則に従う、「法令遵守」の意味で使われる。

主な法律の利害關係者の要請に従事する法律の役割であるとされるべきである。

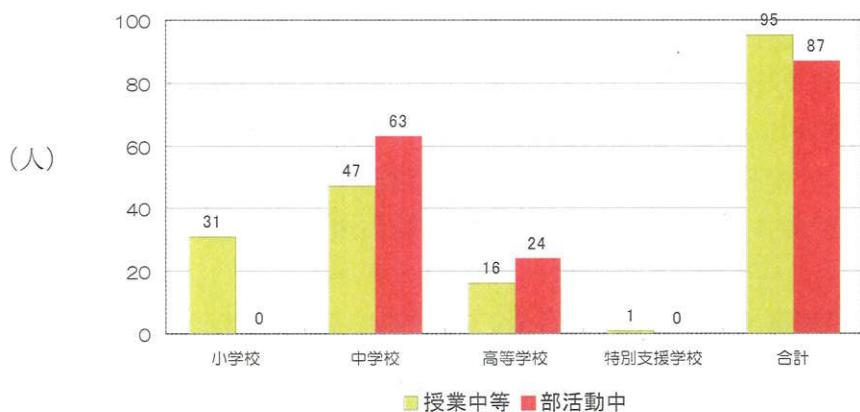
公職(1)、民間企業、非営利組織、行政組織などの消費者、従業員・職員、取引先、輸入者等の利害關係者の要請に従事する法律の役割であるとされるべきである。

□ リクルート(Compliance)

5 中学校・高等学校の部活動からの体罰の一掃

- 都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）から
平成24年度に行った体罰実態把握調査において、合計182人の体罰事案が明らかとなつた。全体の52%が授業中等に、48%が部活動中に発生した。
しかし、校種別では、中学校、高等学校において、約60%が部活動中に発生しており、授業中を上回つた。部活動指導において、生徒を体罰等の手法により育てるという考え方は誤つておらず、今後一掃されなければならない。

平成24年度体罰実態把握調査における、場面別の体罰の状況（東京都）



● 大阪市立桜宮高等学校バスケットボール部事件

大阪市立桜宮高等学校バスケットボール部主将である男子生徒が、顧問教諭の体罰を受けた後に、平成24年12月23日朝、自宅で自殺した。

この問題で、大阪市は弁護士による外部監察チームにより、事件の全容を明らかにした。それによると、顧問教諭は、生徒に対する暴力を指導の一環であると位置付け、それが指導方法として効果的であるとの考えのもと、主にバスケットボール部員に対し、恒常に、平手打ち、足蹴り、物を投げつけるなどの暴力を、時には相当程度に強くかつ執拗な態様において行っていたことが判明した。

この顧問教諭には顕著な暴力傾向が認められ、生徒が自殺した前日まで暴力が振るわれていたことから、生徒の自殺と顧問教諭の暴力の間に関連性があるとした。

さらに、これまで体罰が根絶されていない背景を、以下のように分析した。

「愛の鞭という言葉で表されるところの社会において存在すると思われる体罰に寛容な考え方を背景として、このように、大半の体罰等が、生徒及び保護者がこれに異を唱えないため、顕在化されることなく処理されてきたことこそが、これまで体罰が根絶されていない根本的理由の一つであると考える。」（外部監察チーム報告書から）

学校においては、こうした教訓を踏まえ、対策を十分に講じて、二度とこのような部活動での不幸な事件を起こしてはならない。

1 文部科学省の見解

● 学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

● 体罰禁止の考え方

体罰は、違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童・生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがある。もとより教員等は指導に当たり、児童・生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童・生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切な手段で懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

● 懲戒と体罰の区分について

教員等が児童・生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童・生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

● 体罰かどうかの判断

その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童・生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

体质、体能与健康		身体与健康	心理健康与社会适应	道德品质与行为规范
体育与健康	身体与健康	心理健康与社会适应	道德品质与行为规范	体质、体能与健康
体育与健康	身体与健康	心理健康与社会适应	道德品质与行为规范	体质、体能与健康
体质、体能与健康	身体与健康	心理健康与社会适应	道德品质与行为规范	体质、体能与健康
体质、体能与健康	身体与健康	心理健康与社会适应	道德品质与行为规范	体质、体能与健康

2 過去の判例から

これまでにも、教員の懲戒行為が体罰であるかないかが裁判で争わされてきた。戦後の体罰関係裁判のリーディングケースとなった代表的な判決から、体罰に対する司法の判断や考え方を確認する。

- 奈良県下北山村立中学校暴行傷害被告事件（昭和30年5月16日判決）大阪高等裁判所
【事件の概要】

昭和26年3月20日、中学校教諭Tは、中学校玄関付近で、小学校6年生のHほか数名が受け持つ担任名を偽ったことに憤慨し、「中学校に入って来たらこんな味や」と言いながら、Hの頭部を右手拳で一回殴打した。また、昭和28年5月23日、同校S助教諭が、講堂において中学3年生となったHほか数名が喧騒であったのを再三制止したが、これに従わなかったことに腹を立て、Hの頭部を右平手で一回殴打した。この2つの事件を合わせ、Hが告訴した。

【判決（抜粋）】

体罰と認定

右殴打はこれによつて傷害の結果を生ぜしめるような意思を以てなされたものではなく、またそのような強度のものではなかつたことは推察できるけれども、しかしそれがために右殴打行為が刑法第208条にいわゆる暴行に該当しないとする理由にはならない。殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としても、その理由によつて犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような法意であるとは、とうてい解されないのである。

そして、殴打の動機が子女に対する愛情に基づくとか、またそれが全国的に現に広く行われている一例にすぎないかということは、とうてい右の解釈を左右するに足る実質的理由とはならない。さらに、所論は親の子に対する懲戒権に関する大審院判例及びいわゆる一厘事件に対する同院判例を援用するけれども、前者の援用は主として親という血縁に基づいて教育のほか監護の権利と義務がある親権の場合と教育の場でつながるにすぎない本件の場合とには本質的に差異のあること看過してこれを混同するものであり、後者の援用は具体的な事案を抽象的に類型化せんとするに帰着し、ともに適切ではない。論旨はいずれもその理由がない。

- 水戸五中暴行被告事件（昭和56年4月1日判決）東京高等裁判所

【事件の概要】

昭和51年5月12日、水戸五中では、体育館で全校生徒対象の体力テストを行うこととしていた。女性K教諭が「体前屈係の人は集まりなさい」と声をかけたところ、2年生Sが「何だKと一緒に」とずっこけ動作をした。KはSに呼び捨てにされたことに憤慨し、「言っていいことと悪いことがある」などと叱責しながら、Sの頭部を平手で押すように叩き、拳骨で数回軽く叩いた。

Sは、8日後に、脳内出血で死亡した。（殴打と死亡の因果関係は認められないと判示された。）

【判決（抜粋）】

体罰と認定せず

右懲戒は、生徒の人間的成長を助けるために教育上の必要からなされる教育的処分と目すべきもので、教師の生徒に対する生活指導の手段の一つとして認められた教育的権能と解すべきものである。

・ ・ ・ ・ ・ 教育作用をしてその本来の機能と効果を教育の場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい場合があることを認めるのでなければ、教育内容はいたずらに硬直化し、血の通わない形式的なものに堕して、実効的な生きた教育活動が阻害され、ないしは不可能になる虞れがあることも、これまた否定することができないのであるから、いやしくも有形力の行使と見られる外形をもつた行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではないといわなければならない。

・ ・ ・ ・ ・ 被告人の本件行為は、前期認定のとおり、刑法上法令による正当行為と認められ、・ ・ ・ ・ ・ 被告人に対し無罪の言渡しをすることとする。

● 熊本県天草市立小学校における体罰に係る国家賠償請求事件（平成21年4月28日判決） 最高裁判所第三小法廷

【事件の概要】

被上告人は、平成14年11月当時、本件小学校の2年生の男子であり、身長は約130cmであった。Aは、その当時、本件小学校の教員として3年3組の担任を務めており、身長は約167cmであった。Aは、被上告人とは面識がなかった。

Aは、同月26日の1時限目終了後の休み時間に、本件小学校の校舎1階の廊下で、コンピューターをしたいとだだをこねる3年生の男子をしゃがんでなだめていた。同所を通り掛かった被上告人は、Aの背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。Aが離れるように言っても、被上告人は肩をもむのをやめなかつたので、Aは、上半身をひねり、右手で被上告人を振りほどいた。そこに6年生の女子数人が通り掛けたところ、被上告人は、同級生の男子1名と共に、じゃれつくように同人らを蹴り始めた。Aは、これを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。その後、Aが職員室へ向かおうとしたところ、被上告人は、後ろからAのでん部付近を2回蹴って逃げ出した。Aは、これに立腹して被上告人を追い掛けて捕まえ、被上告人の胸元の洋服を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った。

【判決（抜粋）】

体罰と認定せず

Aの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るという被上告人の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように被上告人を指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として被上告人に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。

Aは、自分自身も被上告人による悪ふざけの対象となつたことに立腹して本件行為を行つており、本件行為にやや穩當を欠くところがなかつたとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがつて、Aのした本件行為に違法性は認められない。

（原文のまま）

이번에는 체육과 함께 학교 운동회나 축제 등에서 활동하는 학생들에게 체육 활동에 대한 관심과 참여를 유도하는 방법을 살펴보겠습니다.

체육 활동은 학생들의 건강 증진과 체력 향상, 운동 능력 향상, 협동력 향상 등 다양한 면에서 학생들에게 긍정적인 영향을 미칩니다. 특히 체육 활동은 학생들이 체력을 기르고, 운동 능력을 키우는 데 있어 필수적인 활동입니다.

체육 활동은 학생들의 체력 향상과 함께 학생들의 정신적 건강에도 긍정적인 영향을 미칩니다. 체육 활동은 학생들이 스트레스를 해소하고, 긍정적인 감정을 경험하는 데에도 도움이 됩니다.

체육 활동은 학생들의 학업 성과에도 긍정적인 영향을 미칩니다. 체육 활동을 통해 학생들은 혼선을 풀고, 학습에 집중할 수 있는 능력을 키울 수 있습니다.

체육의 중요성

체육 활동은

체육 활동은 학생들의 건강 증진과 체력 향상, 운동 능력 향상, 협동력 향상 등 다양한 면에서 학생들에게 긍정적인 영향을 미칩니다. 특히 체육 활동은 학생들이 체력을 기르고, 운동 능력을 키우는 데 있어 필수적인 활동입니다.

체육 활동은 학생들의 체력 향상과 함께 학생들의 정신적 건강에도 긍정적인 영향을 미칩니다. 체육 활동은 학생들이 스트레스를 해소하고, 긍정적인 감정을 경험하는 데에도 도움이 됩니다.

체육 활동은 학생들의 학업 성과에도 긍정적인 영향을 미칩니다. 체육 활동을 통해 학생들은 혼선을 풀고, 학습에 집중할 수 있는 능력을 키울 수 있습니다.

체육 활동은 학생들의 건강 증진과 체력 향상, 운동 능력 향상, 협동력 향상 등 다양한 면에서 학생들에게 긍정적인 영향을 미칩니다. 특히 체육 활동은 학생들이 체력을 기르고, 운동 능력을 키우는 데 있어 필수적인 활동입니다.

체육 활동은 학생들의 건강 증진과 체력 향상, 운동 능력 향상, 협동력 향상 등 다양한 면에서 학생들에게 긍정적인 영향을 미칩니다. 특히 체육 활동은 학생들이 체력을 기르고, 운동 능력을 키우는 데 있어 필수적인 활동입니다.

체육 활동은 학생들의 건강 증진과 체력 향상, 운동 능력 향상, 협동력 향상 등 다양한 면에서 학생들에게 긍정적인 영향을 미칩니다. 특히 체육 활동은 학생들이 체력을 기르고, 운동 능력을 키우는 데 있어 필수적인 활동입니다.

체육 활동은 학생들의 건강 증진과 체력 향상, 운동 능력 향상, 협동력 향상 등 다양한 면에서 학생들에게 긍정적인 영향을 미칩니다. 특히 체육 활동은 학생들이 체력을 기르고, 운동 능력을 키우는 데 있어 필수적인 활동입니다.

체육의 핵심 원칙의 필요성

体罰の定義

教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを**懲戒**という。

懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。

懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を**体罰**という。

体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。

この体罰は、その態様により、**傷害行為**、**危険な暴力行為**、**暴力行為**に分類される。

また、**暴言**や**行き過ぎた指導**は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰の定義では、肉体的苦痛がキーワードであり、必要条件である。

一方、精神的苦痛は、肉体的苦痛と同等か、それ以上に、児童・生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。

このため、今後は、児童・生徒に精神的苦痛を与える『暴言』を体罰と同様に問題視していく必要がある。

また、部活動やスポーツ指導において、目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が対象となる児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導や能力の限界を超えた危険な指導等を、『行き過ぎた指導』とした。

次に、この定義を基に、体罰の関連行為を分類し、それぞれの特徴、内容、具体例、想定される事例等を示すことにより、曖昧であるとされてきた体罰概念をより明確にする。

- 回見事の胸の部分を力丸で「等の行為を繰り返し」。
- ⑥ 学級担任が、授業中の「机を蹴る」「机を立てる」「見事を諭す」などの行為を繰り返す。
 - ⑤ 学芸会の演技指導中、教師が口の開け方や手の位置などを教える。
 - ④ 評合の算出方法、外郭指導員が、部員18名を1列に並べ、座る順位を決める。
 - ③ 会場一部の練習回数を増やす、頭脳教育力を回復する間に会場部を押す。
 - ② 頭部の練習回数を増やす、頭脳教育力指導員が会場中出席簿を指揮する。
 - ① 算数の授業中、机間指導や全体指導の際は、見事に注意を乞うが。

不適切な指導の例

部活委員会の一生懸命な努力と、見事な結果。

部活動を私物化したこと。

手洗い、手洗い、口笛吹き、扇風機、扇風機。

人格等を否定するところ。

死ね、消えろ、死んで、死んで、死んで、死んで。

口笛の上に立たないでいる。

暴言の例

4. 体罰の像化(暴力的・非暴力的)不適切な指導

● 暴言や不適切な指導はなぜ問題か

一般的に、身体に対し物理的な力を加えることをもって暴力というが、身体的な暴力と同様に、暴言や不適切な指導によるものも精神的な暴力であり、あってはならない。

精神的な暴力は、人の記憶に一生残り心の傷となることがあること、対象となる児童・生徒とともに周囲にいる者にも同様の精神的苦痛を与えること、教員のストレスのはけ口であることが多いこと、精神的に恐怖感を与える人格を否定することで児童・生徒の言動等をコントロールしようとしていること、他の指導方法を工夫しなくなり時にエスカレートすることなどの問題点がある。

本来、児童・生徒同士のいじめを防止し、迅速適切に対応することが期待されている教員が、自ら児童・生徒をいじめるような暴言等を行うことは許されるものではない。

また、暴言等の精神的暴力は、教育指導上、児童・生徒に恐怖感や不信感を抱かせることとなり、負の学習効果しか期待できないため、体罰等の身体的暴力と同様に指導方法として用いてはならない。

そして、不適切な指導は、他の適切な指導内容・方法をもって代替することができるものであり、指導法の研究・研修を怠らないよう、教員としての力量形成に努めなければならない。

名称	特徵	内容	行爲的分類
體罰	(肉体的苦痛)	撻打行為、肉体的苦痛行為、直接的・間接的行為、教育力、兒童・生徒的身體行為、肉体的身體行為等 【直接的】強制命令行為、威脅、威嚇、恐嚇、辱罵等 【間接的】長時間的不平等・起立等	暴力行為 (肉体的苦痛)
舉手行禮	(肉体的苦痛)	撻打行為、肉体的苦痛行為等 【直接的】教育力、兒童・生徒的身體行為、直接的・間接的行為、教育力、兒童・生徒的身體行為、直接的・間接的行為、兒童・生徒的身體行為等 【直接的】長時間的不平等・起立等	舉手行禮 (肉体的苦痛)
不適切な指導	肉体的負擔	教育力、兒童・生徒的身體行為、肉体的身體行為等 【直接的】強制命令行為、威脅、威嚇、辱罵等	精神的・肉体的負擔 精神的苦痛・負擔
行き過ぎた指導	暴力行為 (肉体的苦痛)	運動部活動等の不平等・起立等 運動部活動等の不平等・起立等	精神的・肉体的負擔 精神的苦痛・負擔
指導	半暴力	注意喚起や指導等を運営する行為等 注意喚起や指導等を運営する行為等	指導の範囲内 肉体的苦痛の負担をもつて行うべき程度の 程度の範囲外
過切な指導	教訓指導等の行為	運動部活動等の不平等・起立等 運動部活動等の不平等・起立等	過切な指導 運動部活動等の行為
正当防衛	肉体的苦痛を伴う行為の行使	防衛の行為に必要な能力の行使 他の被害者に対する暴力行使行為、制止・危険を回避する行為等 自己又は既得権・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する自己又は既得権・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する	有形力の行使 肉体的苦痛を伴う行為の行使
緊急避難		自己又は既得権・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する	

不適切な行為

※ 本ガイドラインは、「体罰」関連行為の区分を示したものである。

ガイドライン	
具体例	想定される事例
有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無にかかわらず、出血、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	<ul style="list-style-type: none"> 授業中ひざけていた生徒を数回注意したが従わず、更に増長したため、生徒を押し倒し骨折させた。 メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。
一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、柔道等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合	<ul style="list-style-type: none"> 学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。 柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げし床にたたきつけた。
頭・頬をたたく、突き飛ばす、足・臀部・脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした場合	<ul style="list-style-type: none"> 試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。 体育授業中、何度も注意しても真面目にやろうとしない生徒がつばを吐いたため、後ろから足を蹴った。
手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出すなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 宿題を忘れた児童に対し、罰として鼻をつまみ、また忘れたら鼻をつまむと予告した。 チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかみ、教室まで連れていった。
罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 授業中、解答を間違えた児童に、「犬のほうがおりこうさん」と馬鹿にした。 事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机をたたいたりして威嚇した。
目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等	<ul style="list-style-type: none"> 毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身共に疲労し、勉強する時間もなくなった。 普段練習時間が少ないと予告したから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。
腕をつかんで連れて行く、頭（顔・肩）を押さえる、体をつかんで軽く揺する、短時間正座させて説諭する、寝ている生徒の肩をたたき起こすなどの、社会通念上妥当とみなされる行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 友達に暴言を吐き泣かせてしまった児童を正座させ、両肩を抑えながら説諭した。 授業中に騒いで立ち歩く生徒の腕をつかみ、教室の外に連れ出した。
注意、警告、叱責、説諭、訓戒 頑張りに対し肩（背中）をたたき褒める、緩慢なプレーを大声で注意する、危険行為を大声で注意する、接触プレーを直接指導するなどの場合	<ul style="list-style-type: none"> 授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室後ろに立たせた。 大縄跳びの練習中、上手く中に入れない生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた。
殴りかかってきた生徒をかわすために押す、喧嘩している生徒の間に割って入り双方を抱え込む、棒を振り回す生徒をさす股で押さえ込むなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 化学の実験中に、多動傾向の生徒が塩酸の瓶をもって暴れだしたため、体を抱え込んで押さえ付けた。 身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじあげた。
校舎から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した。 階段の手すりに腰掛けていた生徒を注意し、腕をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。

【參考】刑法

第 204 条 (傷害)

人①身體を傷害する者(15 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)犯す。

第 205 条 (傷害致死)

身体を傷害する、致して他人を死に至らしめる者(3 年以上の有期懲役又は 30 万円以下の罰金)犯す。

第 222 条 (脅迫)

生命、身体、自由、名譽若しくは財産を加へる者(3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)犯す。

第 223 条 (強要)

公然と事實を揃示する、人の名譽を毀損する者(3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)犯す。

第 230 条 (名譽棄損)

事實を揃示する、公然と他人を侮辱する者(3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)犯す。

第 35 条 (正当行為)

法令又は正当な業務上(行)為する者(行)為す。

第 36 条 (正当防衛)

他人の権利を侵害する者(行)為す。自己又は他人の権利を防衛する者(行)為す。

第 37 条 (緊急避難)

自己又は他の人の生命、身体、自由又は財産に対する危険が迫つたもので、その権利を保護する手段が不適切、情狀に比して、その権利を保護する手段が危険を及ぼす。自己又は他の人の権利を保護する者(行)為す。